

## 朝日村住宅リフォーム事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、朝日村民の居住生活環境の向上を図るとともに、地域の緊急経済対策として朝日村内の活性化に資するため、村内施工業者により実施する住宅リフォームに要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、朝日村補助金等交付規則（朝日村規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物

イ 併用住宅 建築物に個人住宅部分及び店舗、事務所、賃貸住宅その他の自己の住宅の事業の用に供する部分と自己の居住の用に供する部分があるもの（以下「非個人住宅部分」という。）があるものをいう。

(2) 住宅リフォーム 個人住宅（併用住宅がある場合は、個人住宅部分に限る。）の機能の維持又は向上又は居住環境の向上のために行う住宅の補修、改善、増築、一部改造、改修、修繕、模様替え又は設備改善工事をいう。

(3) 村内施工業者 村内に本社又は事業所を有する法人及び村内に住所を有する個人事業主とし、事前に朝日村住宅リフォーム事業者として登録された者とする。ただし、1年以上村内に本社又は事業所を構え事業実績があり、村税等の納税を完納している事業者とする。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、村長が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 朝日村の住民基本台帳に記載され、又は外国人登録原票に記載されている者

(2) 村内に所在する住宅の所有者で、現に当該住宅に居住している者

(3) 村税等（村税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、下水道受益者分担金、下水道使用料、水道料金、その他）の滞納（納期が到来した村税等）がない者

### (交付対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

(1) 村内施工業者による工事であること。（村外業者への一括下請負は対象外とする。）

(2) 村内施工業者により行う住宅リフォームに要する費用の合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が20万円以上の工事であること。

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令に違反していない工事であること。

(4) 工事に着手する時期が、規則第4条第1項の規定による補助金の交付決定後であること。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅の屋根、外壁、内壁、天井、床、設備等の工事に要する費用で村長が別に定めるもの（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 前項の規程にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象経費としない。

- (1) 門、塀、柵等の外構工事費又は庭園の整備費
- (2) コンクリート、アスファルト等による舗装費
- (3) 家具、家庭用電気機械器具等の購入費
- (4) 物置、車庫等の設置費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が補助対象経費として適当でないと認めるもの。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に100分の20を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一つの住宅について1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条第1項に規定する申請書は、朝日村住宅リフォーム事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条第2項に規定する関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 対象となる住宅の位置図並びに平面図、立面図、その他住宅リフォームの内容が確認できる図面
- (3) 住宅リフォーム工事費用の見積書の写し
- (4) 住宅リフォームを行う部分の施工前の状態が確認できる写真
- (5) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 村長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査して補助金交付の可否を決定し、朝日村住宅リフォーム事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第9条 規則第5条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、朝日村住宅リフォーム事業補助金変更承認申請書(様式第4号)
- (2) 補助事業を中止しようとするときは、朝日村住宅リフォーム事業中止承認申請書(様式第5号)  
(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する実績報告書は、朝日村住宅リフォーム事業実績報告書(様式第6号)によるものとする。

2 規則第12条に規定する関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 工事完了証明書(様式第2号)
- (2) 住宅リフォーム工事の契約書並びに工事代金領収書の写し
- (3) 住宅リフォームを行った部分の施工中並びに施工後の状態が確認できる写真
- (4) その他村長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の確定)

第11条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認められた時は補助金交付額を確定し、朝日村住宅リフォーム事業補助金確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 規則第15条第2項に規定する請求書は、朝日村住宅リフォーム事業補助金交付請求書(様式第8号)によるものとする。

(適用除外)

第13条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付は行わないものとする。

(1) 既にこの要綱に規定する補助金の交付の対象となった者又は住宅

(2) 既に国、県、本村等が実施している他の補助事業による補助金の交付の対象となった工事

(補助金の返還)

第14条 村長は、申請者が虚偽又は不正な方法により補助金の交付を受けたときは、補助金の全額又は一部を期限を定めて返還させることができるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。